

平 2 6 教 安 体 第 9 1 1 号  
平成 2 7 年 (2015 年) 3 月 1 0 日

各市町教育委員会学校保健主管課長 様  
学校給食主管課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

### アレルギー疾患対応資料の配付について

このことについて、文部科学省から、別添写しのとおり連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、1月に調査しました学校に対し、別紙により配付し、校内研修会等や食物アレルギー対応マニュアル等の作成時の参考資料として積極的に活用されますよう周知いただきますとともに、教育委員会、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組まれるよう、適切な措置をお願いします。

また、アレルギー疾患対応に当たっては、「学校における食物アレルギー対応について」(平成26年3月28日付け平25教安体第1030号)も御参照の上、学校保健担当と学校給食担当の教育関係者の連携のみならず、医療関係者や消防機関等の関係者とも幅広く連携体制を構築するよう御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、本資料は現在、発送準備中で、平成27年3月末までには、各市町教育委員会に到着の予定です。

おって、配付される資料につきましては、文部科学省ホームページにて公開されております。

- ・ガイドライン要約版及び研修資料

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353630.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm)

- ・食物アレルギー対応指針

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1355536.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm)

こども元気づくり班  
担当 高橋・村藤  
TEL : 083-933-4685  
FAX : 083-922-8737  
E-mail: takahashi.yuu@  
pref.yamaguchi.lg.jp





事務連絡

平成27年3月3日

各都道府県教育委員会 学校保健主管課  
学校給食主管課 御中  
各国立大学法人附属学校主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

アレルギー疾患対応資料の配布について

日頃から健康教育行政の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。

平成24年12月、学校給食後に食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生したことを受け、文部科学省ではこうした事故を二度と起こさないよう、再発防止のための検討を進めて参りました。

このたび、学校現場でのより効果的な対応を支援するため、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインの要約版、校内研修会や職員会議等で活用できる教職員研修用教材(DVD)、及び教育委員会等、学校、調理場が地域や学校の状況を踏まえた食物アレルギー対応方針やマニュアル等を策定する際の参考となる資料を作成しましたので送付します。ついては、域内の学校に対し、別紙の通り配布していただきますとともに、資料の内容を御了知の上、周知いただき、学校設置者、学校、調理場等が、これらの資料を参考に、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組まれるよう、適切な措置をお願いします。

なお、アレルギー疾患対応に当たっては、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知）」（平成26年3月26日付け25文科ス第713号）も御参照の上、学校保健担当と学校給食担当の教育関係者の連携のみならず、医療関係者や消防機関等の関係者とも幅広く連携体制を構築するよう御留意ください。

記

- 資料名： ①学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版  
②学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）  
③エピペン<sup>®</sup>練習用トレーナー  
④エピペン<sup>®</sup>練習用トレーナーの紹介チラシ  
⑤学校給食における食物アレルギー対応指針

※資料の配布対象及び部数は、別紙参照

※なお、市区町村教育委員会や学校から資料の不足について連絡があった場合は、都道府県教育委員会の余部で御対応ください。

※資料は文部科学省ホームページにて公開しております。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課

電話：03-5253-4111

保健管理係（内線 2976）

学校給食係（内線 2694）

## <別紙>

### ○学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版

- 配布対象：教育委員会及び学校（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校）
- 配布部数：都道府県教育委員会に20部、政令指定都市教育委員会に各10部、市区町村教育委員会に各5部、幼稚園に各10部、幼稚園以外の学校に各20部
- 内 容：学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインにある学校生活上の留意点や緊急時の対応等を図解入りで簡潔に説明した資料

### ○学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）

- 配布対象：教育委員会及び学校（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校）
- 配布部数：都道府県教育委員会に20部、政令指定都市教育委員会に各10部、市区町村教育委員会と学校に各1部ずつ
- 内 容：学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方などについての研修資料、エピペン®の正しい使い方などについての映像資料が収められたDVD  
（※学校給食における食物アレルギー対応指針の電子ファイルも収録していますので、適宜印刷するなどしてご活用ください。）

### ○エピペン®練習用トレーナー及び紹介文書

- 配布対象：各教育委員会及び各所管公立学校（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校）
- 配布部数：エピペン®練習用トレーナー各1本及び紹介文書各1部

### ○学校給食における食物アレルギー対応指針

- 配布対象：教育委員会及び学校（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校（夜間課程を置く学校のみ）、特別支援学校）、単独調理場、共同調理場、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校のいずれかを置く学校法人
- 配布部数：都道府県教育委員会に25部、政令指定都市教育委員会に各10部、市区町村教育委員会、学校法人、学校及び調理場に各1部ずつ  
（※単独調理場をおく学校には、2部配布されることとなります）
- 内 容：教育委員会、学校及び調理場が、地域や学校の状況に応じた食物アレルギー対応方針やマニュアル等を策定する際に参考となる資料として、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示した資料

## 「学校給食における食物アレルギー対応指針」補足事項

※19ページの表に記載のある調味料・だし・添加物等（香辛料含む）については基本的に除去の必要はありませんが、表に記載のないものについては完全除去を基本とします。ただし、対応の決定にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとってください。